

令和 8 年度秦野市乗合タクシー運行事業補助金に用いる
基準単価について

1 概要

秦野交通㈱が運行する乗合タクシー（デマンド型）に対しては、秦野市乗合タクシー運行事業補助金交付要綱に基づき、運行経費の補助を実施している。補助金額の算出には基準単価を用いることとなっているが、基準単価の根拠である、タクシーの距離制運賃が令和 8 年 3 月 1 6 日から変更となるため、基準単価についても令和 8 年度より変更するもの。

※補助金算定式： $(\text{基準単価} \times \text{運行便数} - \text{事業収入}) \div 2 = \text{補助金額}$

2 タクシーの運賃（相模・鎌倉地区）※普通車 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
令和 8 年 3 月 15 日まで（旧）	1.091km まで 500 円	1.091km 以後 247m ごとに 100 円
<u>令和 8 年 3 月 16 日から（新）</u>	<u>1.0km</u> まで 500 円	<u>1.0km</u> 以後 <u>223m</u> ごとに 100 円

3 基準区間

渋沢駅南口－栢窪会館 片道およそ 2.4 km

4 基準単価

	初乗運賃	基準区間(2.4km)内の 加算運賃	栢窪・渋沢エリア内の 加算運賃	合計
令和 7 年度	500 円 (1.091km)	600 円 (247m:100 円×6 コマ)	100 円 (247m:100 円×1 コマ)	1,200 円
<u>令和 8 年度</u>	500 円 (①) (<u>1.0km</u>)	<u>700 円</u> (②) (<u>223m</u> :100 円×7 コマ)	100 円 (③) (<u>223m</u> :100 円×1 コマ)	<u>1,300 円</u>

基準区間の運賃 1,200 円（初乗運賃 (①) + 加算運賃 7 コマ分 (②)）に栢窪・渋沢エリア内の走行における加算運賃 (③) を加えた、1,300 円を基準単価とする。